地方自治法改正案に対する意見

地方自治法改正案に対する小職の意見に対し、改正の趣旨などについてご懇篤な回答をいただきました。

制度改正についての検討の場を、地方制度調査会ではなく、地方行財政検討会議によることとしたのは、「政府全体の方針に従って、政治主導により」検討を進めることとしたものであるということですが、政府全体の方針と言うのはいかなるものか判然としません。地方行財政検討会議での検討は、地方制度調査会に諮問し、そこで慎重に審議・議論することを排除する理由にはなりえないと考えます。

とりわけ以下の点については、せっかくの回答ではありますが、なお得心いたしかねる ので再度意見を述べることとします。

1 住民投票制度の創設について

総務大臣は、記者会見(2月25日)で、「住民の皆さんの政治参画機会を拡大、拡充することに反対するのはいかがなものか」と述べていますが、そのように一刀両断に決めつける発言こそ多角的な議論を封じる姿勢の表れであると言わざるを得ません。

また、「(意見交換の参加者は)文書を読むだけで、反論がないまま、議論が尽くされていないといわれても、何回やっても埒があかない」という趣旨を述べ、議論が尽くされていないという地方側の指摘を「通り一遍」と評しているのも同様であり、いささか不快の念を禁じえません。

住民投票は、代表制を「補完」するものであるといいますが、前回の意見で述べた「結果に拘束力のある住民投票制度の導入は、代表制の根幹にかかわるものであり、当該団体にとっての最適の選択は常に住民の判断にあるとでもいうのだろうか」という、制度に内在する疑問に対して正面から答えておられませんし、そもそも結果に拘束力を持たせるのは、法形式的には二元代表制と相いれないのでありまして、解職請求等既存の制度との関連を含め、代表制と住民意志との緊張関係についての透徹した議論がなお必要なはずです。

さらに、あたかも「選択制である」とか、「自主性に最大限配慮している」からよいではないかというのは、制度の本質論を回避した立論であると言わざるを得ません。

当該団体の組織、行財政運営に対する住民の関心が多種多様である中で、なにゆえに「受益と負担の関係や将来世代への負担のあり方に多大の関心を寄せている状況」を持ち出して、住民投票の対象を大規模な公の施設に限定する理由としているのか依然として不明で

す。制度導入を急ぐ余りの恣意的な選択であるとのそしりはまぬがれないのではないでしょうか。

このような制度を地方自治法で定めなければならない実際的な必要性が実証されている のならば、お示しいただきたいと思います。

2 直接請求制度にかかる条例の制定・改廃請求の対象について

社会保障と消費税をはじめとする税制の抜本改革に関する議論がなされつつある今日、 一方でこのような改正を行うことによる社会的な影響や国民の受け止め方についてどのような認識をお持ちなのか定かではありませんが、この点については、拙速を避け、慎重な扱いが必要であることを再度強調しておきます。

そのうえで申し上げれば、回答では、「本来あるべき姿に立ち戻ることが求められている」 と独自の見解が示されているにすぎません。本来あるべき姿とは一体どういうものでしょ うか。

また、直接請求が乱発される事態は想定しにくいとしていますが、なにをもってそのような判断に至っているのか不明です。

なお、請求要件の厳格化については、多角的な、幅広い慎重な検討・議論が必要である ことの例示として述べたものであって、それを「具体的なご提案があれば」という次元で 受け止められたのは残念というほかはありません。

議長がいない場合における議会の招集を都道府県知事などが行うこととする仕組みは、 今回の改正案に盛り込むことを見送ることとされました。どこからそのような奇異な発想 がでてきたのか窺い知る由もありませんが、そうした仕組みの導入を撤回するのは当然の ことです。前回の意見で申し述べましたように、現実的には極めて稀と思われる事案まで 想定して、地方行財政運営の現場の知恵に委ねればよいものを、いわば手とり足とりの姿 勢で国が法律的な枠組みをはめてしまおうとする姿勢自体が問題なのだということを指摘 しておきたいと思います。

総務大臣 片 山 善 博 様

平成23年3月10日全国町村会長藤原忠彦